

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	横浜市の見解
反対	都市景観形成行為	2	
	都市景観形成行為として「土地に定着する工作物又は建築物に定着する工作物の新設、増築、改築又は移転」が定められているものの、その対象となる工作物は「鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。」とされており、それ以外のものは除外されている。一方、現行の山手地区景観風致保全要綱では、「建築物、工作物、土木建築物などの新築、増改築等」、「建築物の外壁、工作物の構造物の改修、塗装の塗り替え等」、「都市計画法に基づく開発許可」、「宅地造成等規制法に基づく申請」が対象行為に含まれている。したがって、行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度を明確に定めるべきである。	(1)	都市景観形成行為とは、景観計画における届出対象行為のうち、魅力ある都市景観の形成に影響を与えると思われるものを定めるもので、該当する行為を行う者に対して、届出前に横浜市と協議をすることを義務付け、より質の高い景観形成を図ることを目的としています。山手地区都市景観協議地区では、協議対象となる工作物を「鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。」としています。山手地区における景観計画では、開発行為や宅地造成において新設することになる擁壁等の工作物についても、新設、増築等を行う場合、届出対象としています。 景観計画では、山手町特定地区において、道路に面して設ける擁壁や塀などの工作物に対して、工作物の上部に植栽を行う等の基準を定めており、擁壁等の新設、増築等の届出があった場合には、工作物の形態意匠について景観上の配慮を求めることで、周辺との調和を図るよう誘導していきます。
	都市景観形成行為として、外観の変更を伴わない増築や改築が除外されているが、既存不適格となる建築物や工作物は、外観の変更を伴わない改築であっても、行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないようにするため、対象行為とすべきである。	(1)	横浜市景観計画においては、他の景観推進地区においても外観変更を伴わないものは届出対象としておらず、山手地区においても同様の取扱とします。
	行為指針	2	
	「2 地区別の行為指針 (1) 山手町特定地区 ア街並み形成に関する事項」に「(イ) 山手町特定地区の骨格となる山手本通り及び坂道に沿っては、見通し景観に配慮する。」と記載されているが、「山手町特定地区の骨格となる坂道」とは、地区内にある全ての坂道が対象であると解するものの、どの範囲が対象となり得るのかが明確に定義されていないため、明確に示すべきである。	(1)	「2 地区別の行為指針 (1)山手町特定地区 ア街並みの形成に関する事項 (イ)」で示す「坂道」とは、地区の骨格となる山手本通りと交わる坂道で、主に代官坂などを指します。この指針に基づき、周辺の市街地等に向けての見通し景観の配慮を求めていくものですが、具体的な「坂道」については、山手地区都市景観協議地区を補完する山手地区都市景観形成ガイドラインの中で分かりやすく示していきます。
	「2 地区別の行為指針 (1) 山手町特定地区 ア街並み形成に関する事項」の「(ク) 山手本通りに面する敷地以外での飲食店などの営業は避ける。」という記載は、山手本通り沿いの飲食店の営業を積極的に誘致しており、第一種低層住居専用地域で、原則として飲食店を不可としてきた山手地区景観風致保全要綱の記載と相反しているのではないか。	(1)	山手地区景観風致保全要綱においては、第一種低層住居専用地域では原則として飲食店を不可としていますが、山手地区の主要な道路に面し、現在営業している飲食店については、住環境等に大きな影響を及ぼしていないと判断しています。地域のまちづくりの協定においても、山手本通り沿い以外での飲食店等の営業は行わないこととする規定があり、これまでのまちづくりの考え方を踏襲しています。